

ひろしまエコ事業所認定実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止等環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「ひろしまエコ事業所」（以下「エコ事業所」という。）として認定することにより、事業者の取組意欲を高めるとともに、機運の醸成を図ることを目的とする。

（対象事業所）

第2条 エコ事業所として認定の対象となる事業所は、広島市内に所在する事業所（広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号）第9条第1項に規定する特定事業者の事業所を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次の項目のいずれかに該当すること。

ア 申請日から過去3年以内に、市が認める機関が実施する省エネルギー診断を受けていること。

イ ISO14001、ISO50001、エコアクション21、KES、エコステージ又はグリーン経営認証（以下「ISO14001等」という。）の認証を取得しており、現に有効であること。

(2) ひろしまエコ事業所認定申請書（様式第1号）における「環境に配慮した取組項目」の申請欄の合計が20点以上であること。

(3) 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。

（申請）

第3条 エコ事業所として認定を受けようとする事業所の設置者である法人等の代表者又は事業主（以下「代表者等」という。）は、ひろしまエコ事業所認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書は、認定を受けようとする事業所ごとに提出するものとする。

（認定）

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、第2条の基準に基づき、エコ事業所の認定を行うものとする。

（認定証の交付等）

第5条 市長は、前条の規定によりエコ事業所に認定したときは、その事業所（以下「認定事業所」という。）の代表者等に対し、認定証（様式第2号）及び認定マーク（様式第3号）のステッカーを交付するものとする。

2 認定事業所の代表者等は、認定事業所に認定証を掲示し、「ひろしまエコ事業所」の名称及び認定マークを使用することができる。ただし、当該名称又は認定マークを製品に使用することはできない。

3 認定マークの使用を希望する認定事業所の代表者等は、ひろしまエコ事業所認定マーク使用届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(広報)

第6条 市長は、認定事業所の環境に配慮した取組等について、ホームページへの掲載等を通じて広く周知するものとする。

(変更・廃止届)

第7条 認定事業所の代表者等は、認定事業所において次の各号のいずれかに該当するときは、ひろしまエコ事業所認定（変更・廃止）届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称を変更したとき。
- (2) 事業所の所在地を変更したとき。
- (3) 第2条の基準に該当しなくなったとき。
- (4) 合併・解散等による会社組織の変更、事業の休止又は廃止等があったとき。

(認定の辞退)

第8条 認定事業所の代表者等は、認定を辞退しようとする場合は、ひろしまエコ事業所認定辞退届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(認定の有効期間)

第9条 第4条に規定する認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(認定の更新)

第10条 認定事業所の代表者等は、認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、有効期間満了の日の3か月前の日までに、認定の更新の申請を行うものとする。

2 前項に規定する更新手続には、第3条から第5条の規定を準用する。

(現地調査)

第11条 前条第2項の更新手続に際しては、本市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が現地調査を実施し、申請内容の確認を行うものとする。

2 ISO14001等の認証を取得している事業所については、審査登録証などの確認により、前項の現地調査を省略することができる。

(認定の取消し等)

第12条 市長は、認定事業所が第2条の要件に該当しなくなったとき、生活環境保全関係法令等の規定に違反し行政処分を受けるなどエコ事業所としてふさわしくない行為があったと認められるとき、又は前条の規定による辞退届を受理したときは、認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された認定事業所の代表者等は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(表彰)

第13条 市長は、認定事業所のうち、特に優秀で他の模範となる取組を実施している事業所を表彰することができる。

2 エコ事業所の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(損害に対する責任)

第14条 認定事業所の事業活動において事故等が発生した場合、本市は、その原因のいかんを問わず、当該事故等に係る損害賠償の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

2 改正後の第10条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。